

アスベスト被害の救済、労災職業病の根絶を！！ ～神島化学アスベスト被害救済裁判の傍聴に5名参加～

傍聴後、則武弁護士からアスベスト裁判の到達について説明を受けました。



2023年5月26日、高松地方裁判所における塵肺関連の訴訟を傍聴しました。

まずは、裁判所の中、法廷に入ったことが初めてであり、裁判そのものについての感想です。手荷物検査や抽選など、裁判所に入る一連の流れが新鮮でした。また、判決まで長期間かかることで不満が募るとの印象は以前からありましたが、今日のように、一度の開廷が原告の意見陳述のみの短時間で終わる状況を目の当たりにすると、原告と被告、裁判官のやり取りのキャッチボールごとに毎回開廷されていたのでは、当然時間は掛かると実感しました。

塵肺・労災について踏み込むと、訴訟における複雑な現状を知ることができました。今回のケースでは、「国の責任」については制度での救済はされ（よって労災の認定はすでにおいている）、「一企業の責任」を問うものです。被告となった企業も、アスベスト製品「出荷後の現場における労働者」からの全国一斉訴訟での追及を受ける中、今回「企業の従業員」からの追及を受けています。企業に、救済をする体力がどこまで残っているのかという疑問は湧きつ

つも、当時の建設ラッシュなどの社会状況が背景にあるとはいえ、アスベストの危険性を知りながら対策を取らなかったことにより、被害が拡大したことの重大さを実感しました。被告の企業側からは、今回誰も出席がありませんでした。これは、被害者に対する誠意の欠如なのか。原告側の都合で日程が決まったことによる単なる仕方のないことなのか。争うつもりがないという降参の意思表示なのか。いずれにせよ、傍から見ていても気持ちの良くない状況で、企業の責任の大きさの一片を見ている気がします。

最後に、今月より私が担当している労災業務について触れれば、今回の訴訟の争点が、私自身の業務に直接関係するものではありません。しかし、傍聴席には、原田医師の塵肺診察日に見られる方々（＝私が業務で担当する患者様）が何人も集まっていました。この方々の多くが訴訟で争っていたと考えると、お一人お一人がこうして闘ってきた背景、同様の境遇にある方々同士の団結の意志を感じました。

高松平和病院 医事課 大山

MIN-IREN



本日、6月7日は70年目の全日本民医連創立記念日です。12時半から13時半のお昼休みの時間帯に全国をオンラインでつなぎ交流する企画として、職員と共同組織による全県連からの1分間パフォーマンスリレーがyoutubeで配信されます。皆さんの事業所での撮影協力、ありがとうございました。ぜひご視聴下さい。